

第1回
自転車の安全で適正な利用の
促進に向けた専門家会議
資料

令和元年5月29日(水)

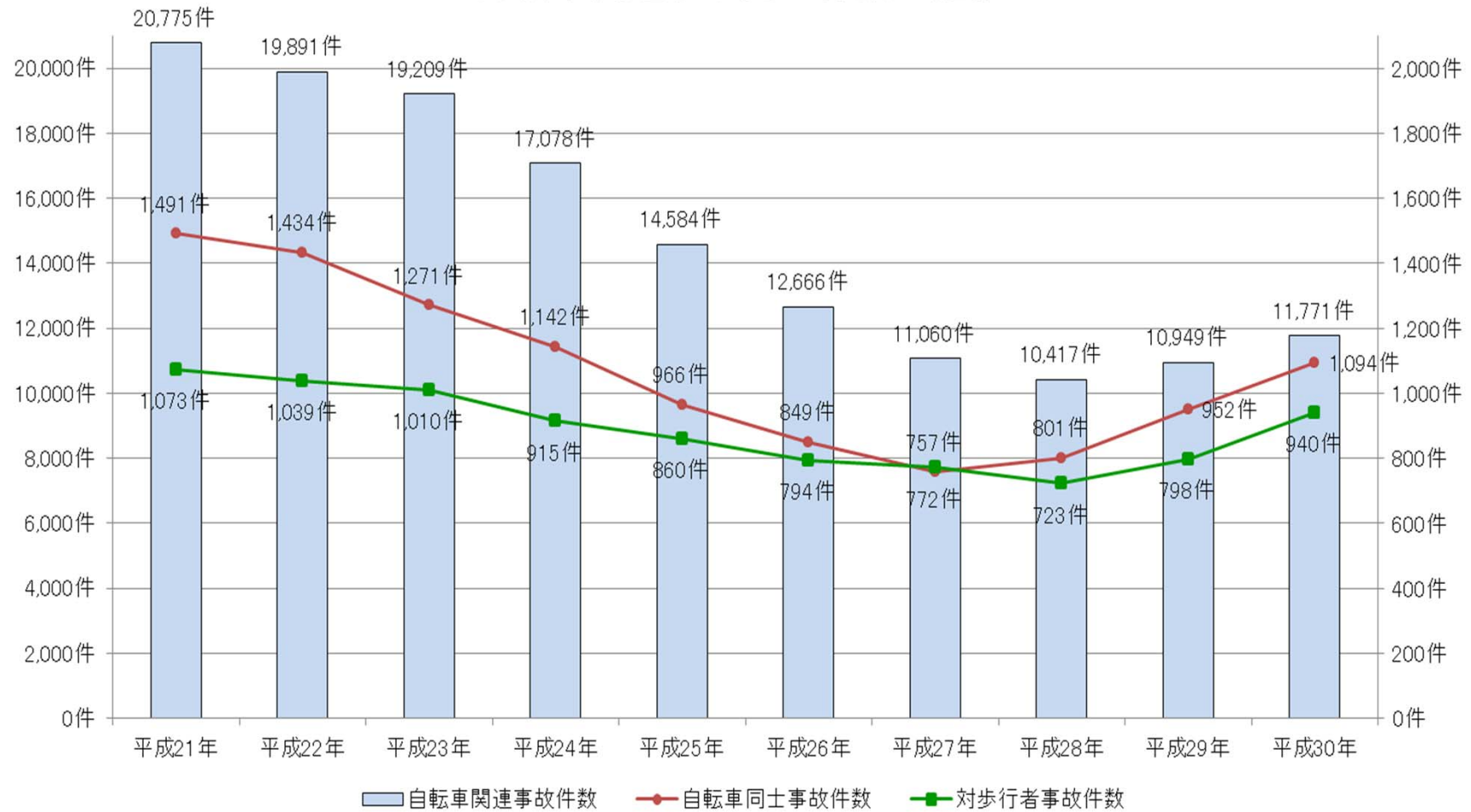
東京都都民安全推進本部交通安全課

目次

- 1 東京都内の自転車事故の発生状況 … P.1～8
- 2 東京都内の自転車利用状況等 … P.9～20
- 3 東京都における施策 … P.21～25
- 4 東京都の取組 … P.26～30
- 5 国の動向 … P.31～38
- 6 自転車損害賠償保険等について … P.39
- 7 他府県の状況 … P.40

1 東京都内の自転車事故の発生状況

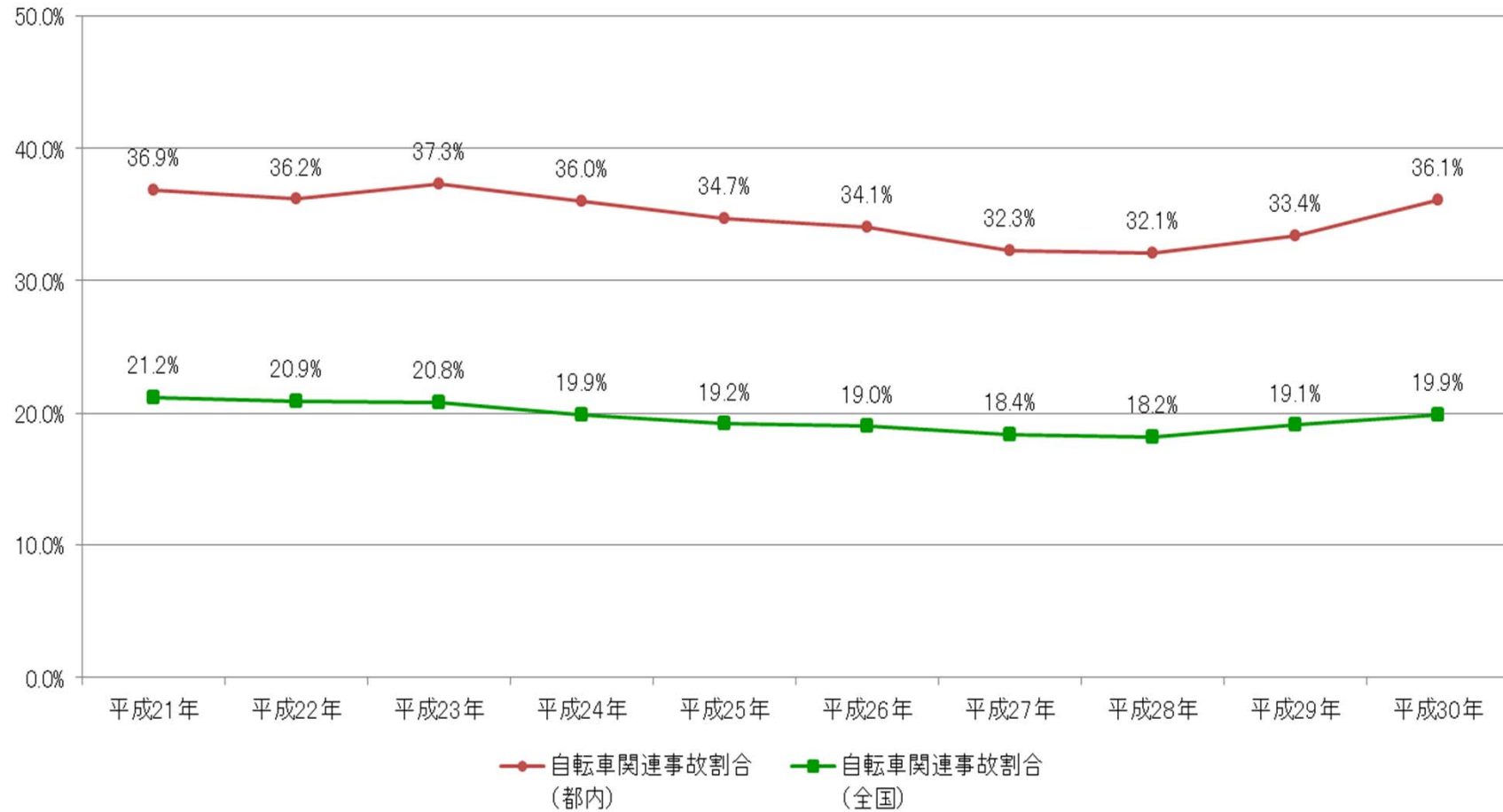
自転車関連事故発生件数の推移



資料：警視庁の統計より作成

1 東京都内の自転車事故の発生状況

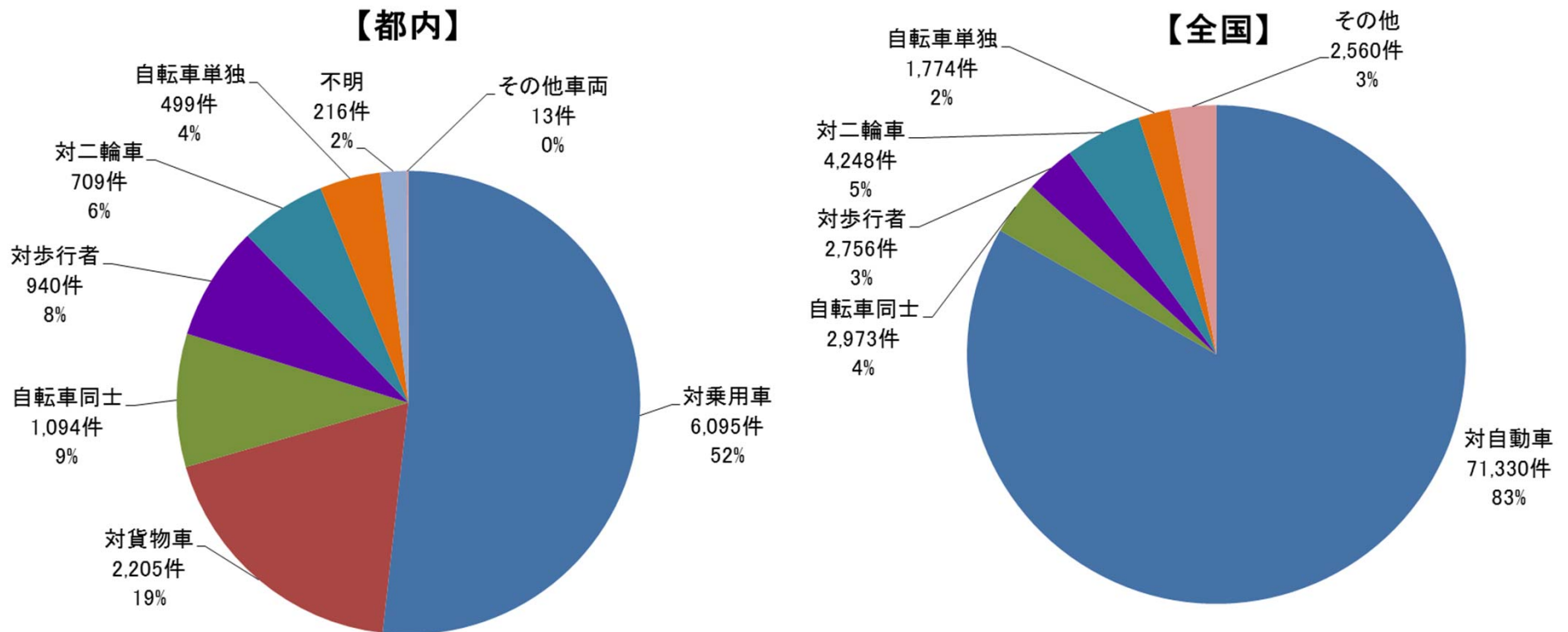
自転車関連事故割合の推移



資料:警察庁及び警視庁の統計より作成

1 東京都内の自転車事故の発生状況

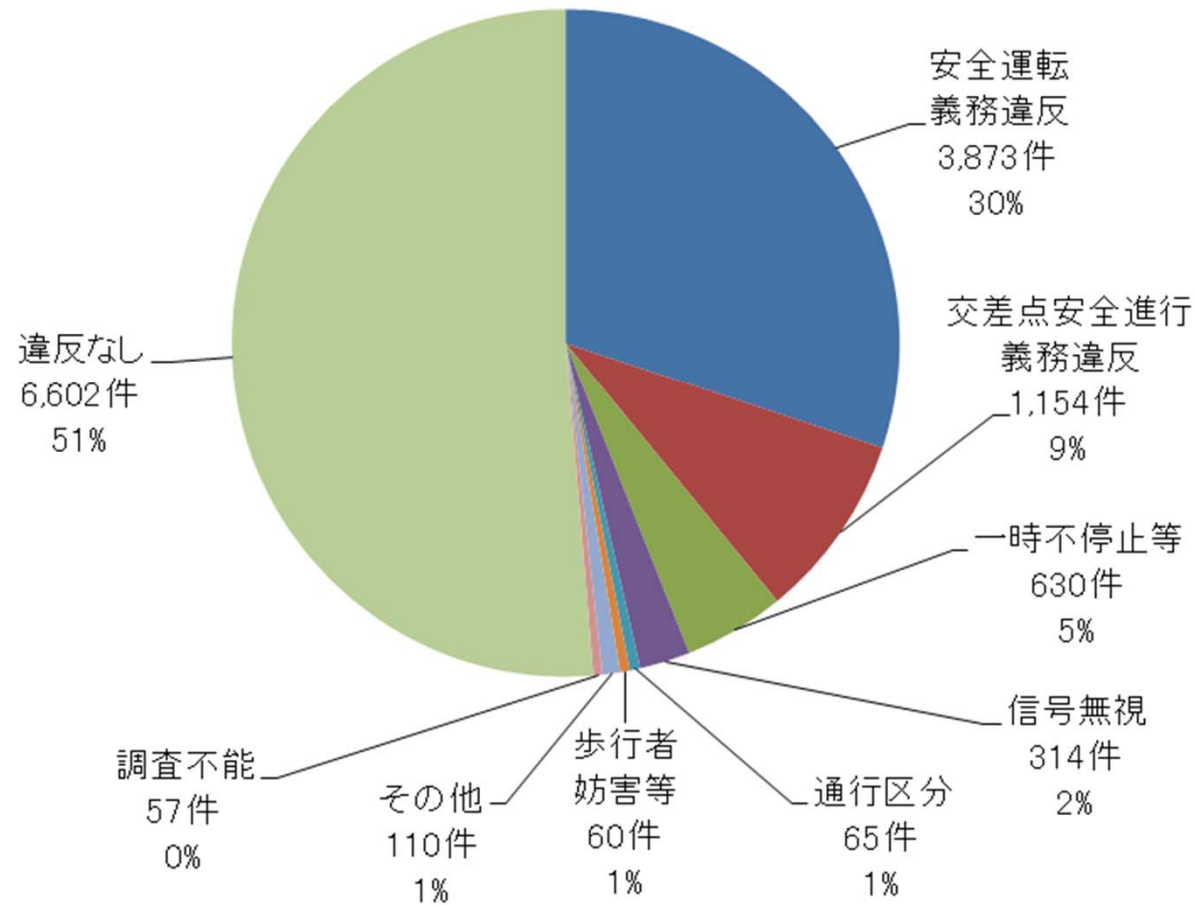
自転車関連事故の相手当事者別件数(平成30年)



資料:警察庁及び警視庁の統計より作成

1 東京都内の自転車事故の発生状況

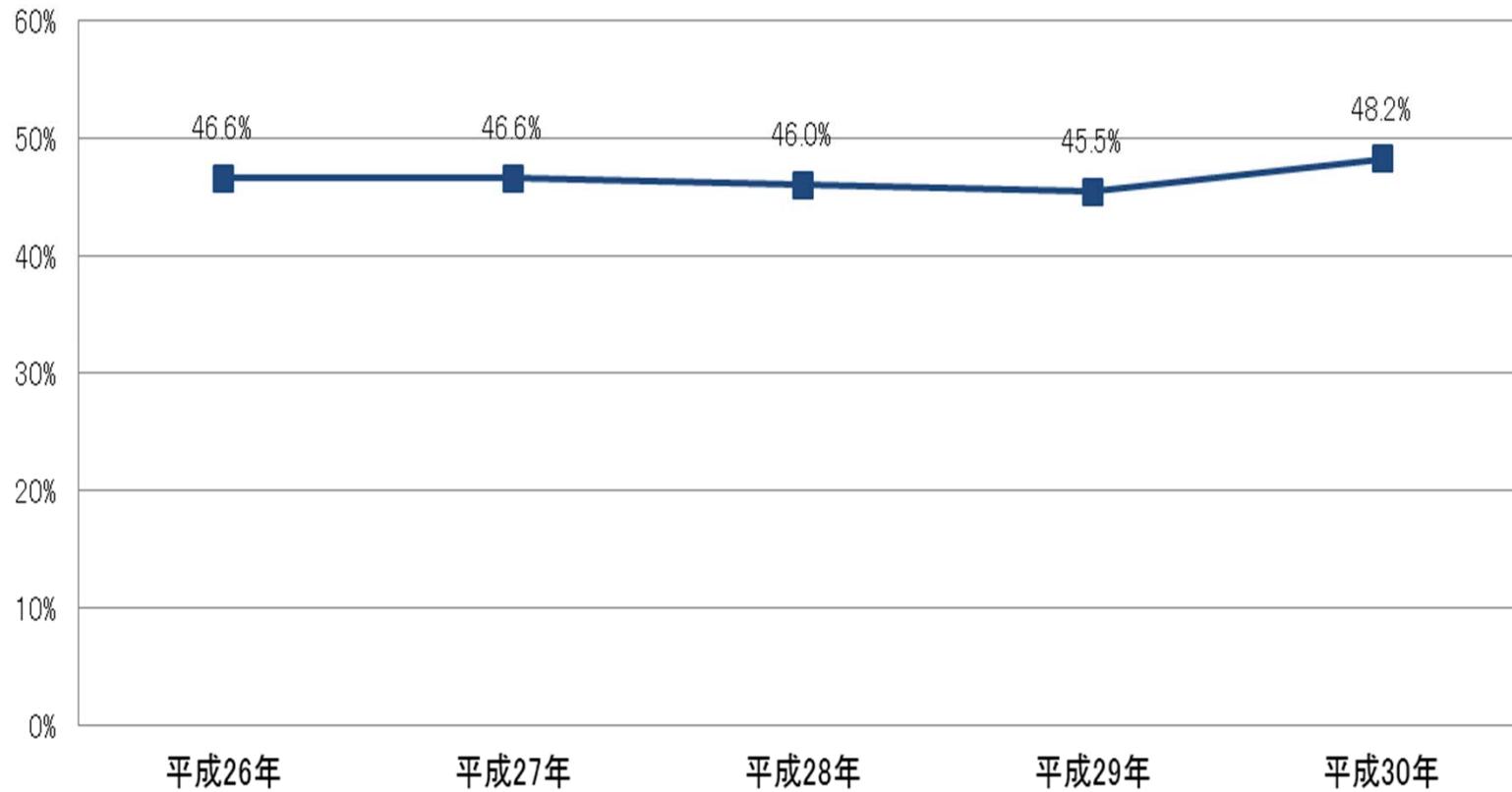
違反別自転車事故件数(平成30年)



資料:警視庁の統計より作成

1 東京都内の自転車事故の発生状況

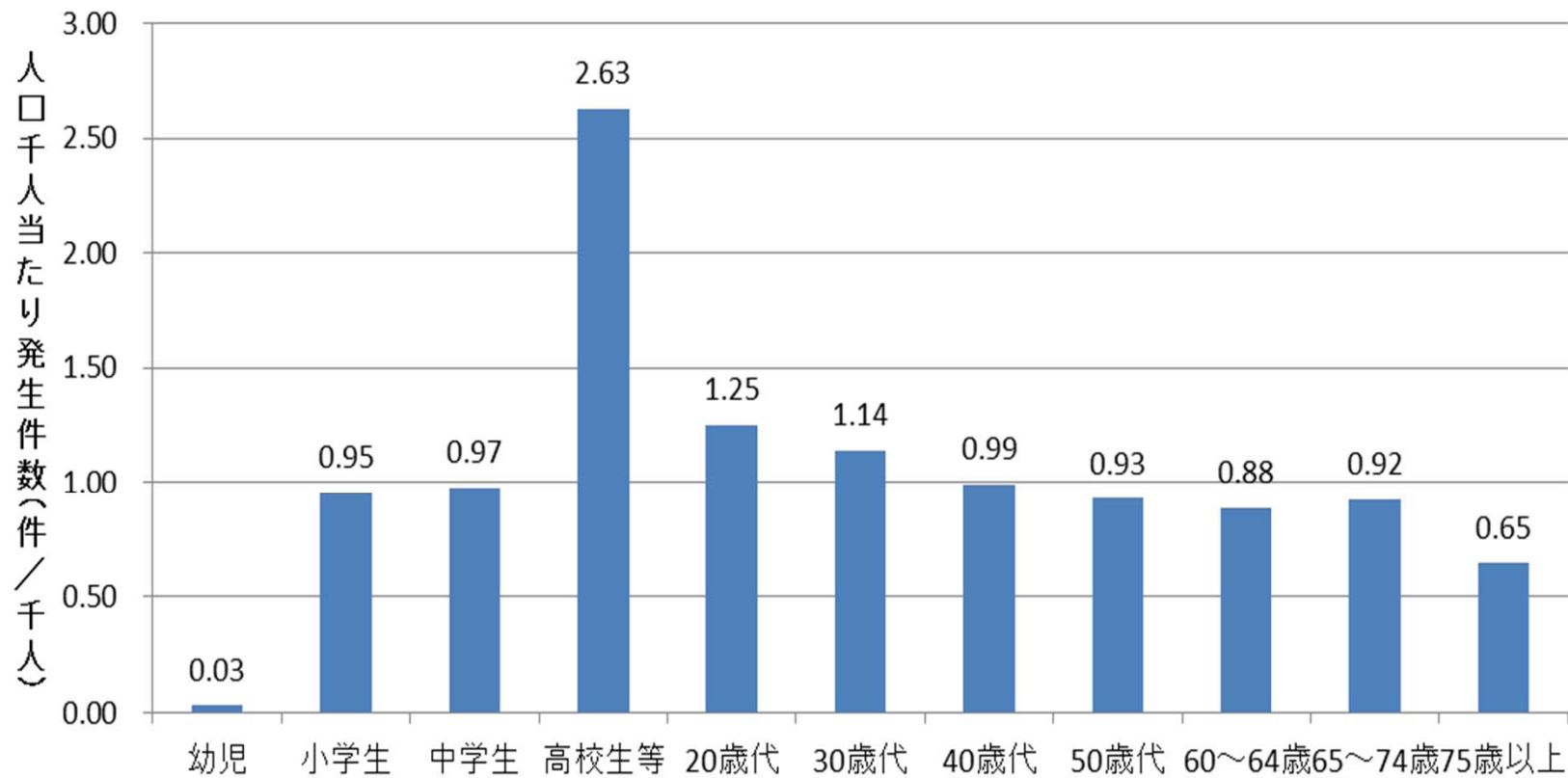
自転車事故における違反率の推移



資料: 警視庁の統計より作成

1 東京都内の自転車事故の発生状況

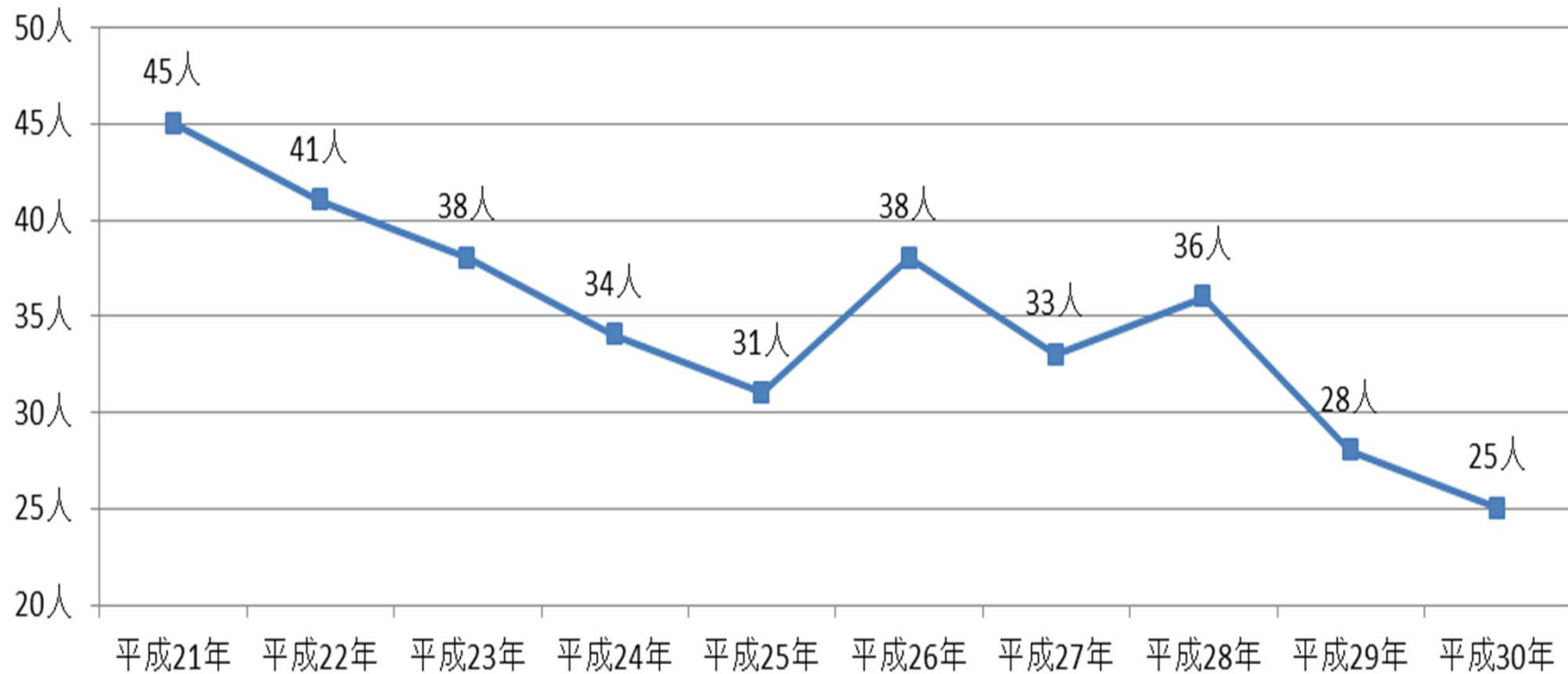
年齢層別自転車事故件数(平成30年)



資料:東京都及び警視庁の統計より作成

1 東京都内の自転車事故の発生状況

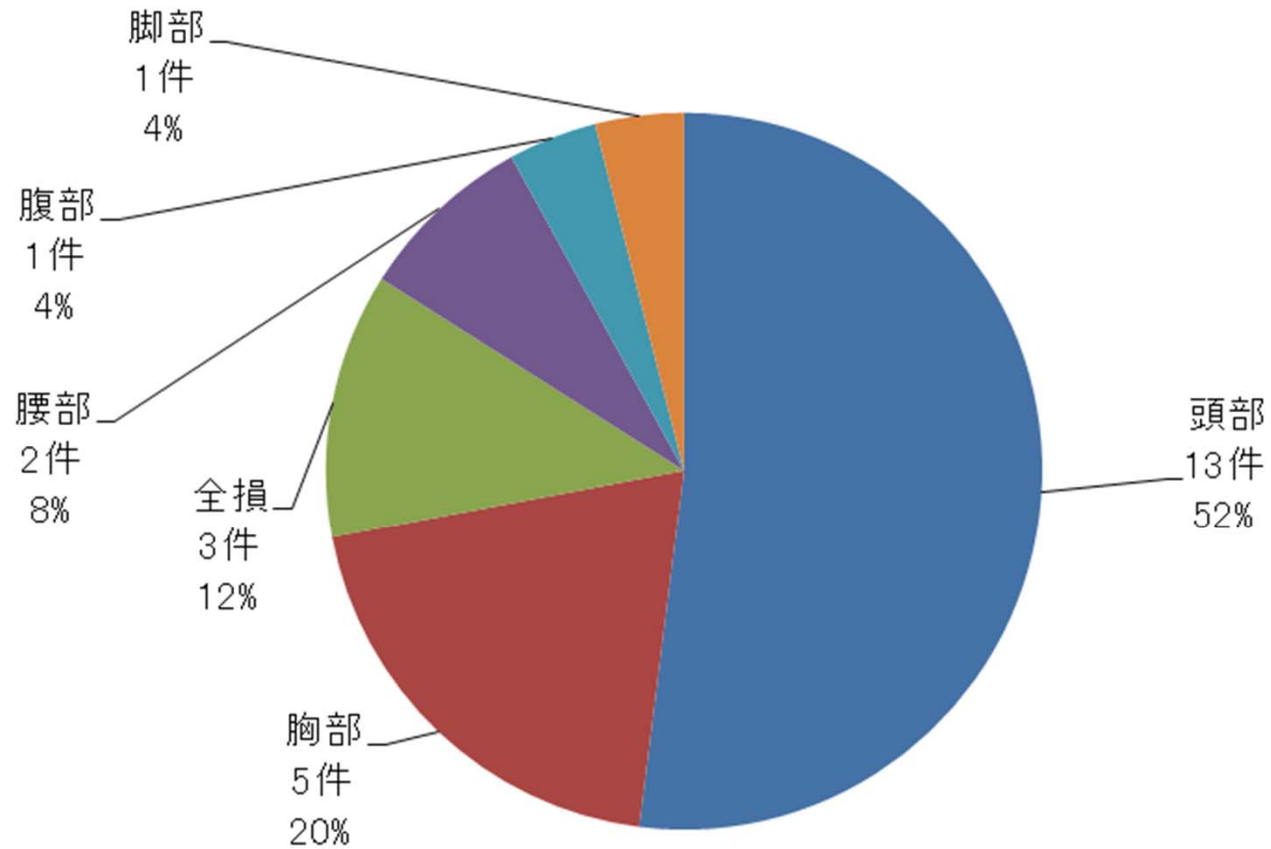
自転車事故死者数の推移



資料: 警視庁の統計より作成

1 東京都内の自転車事故の発生状況

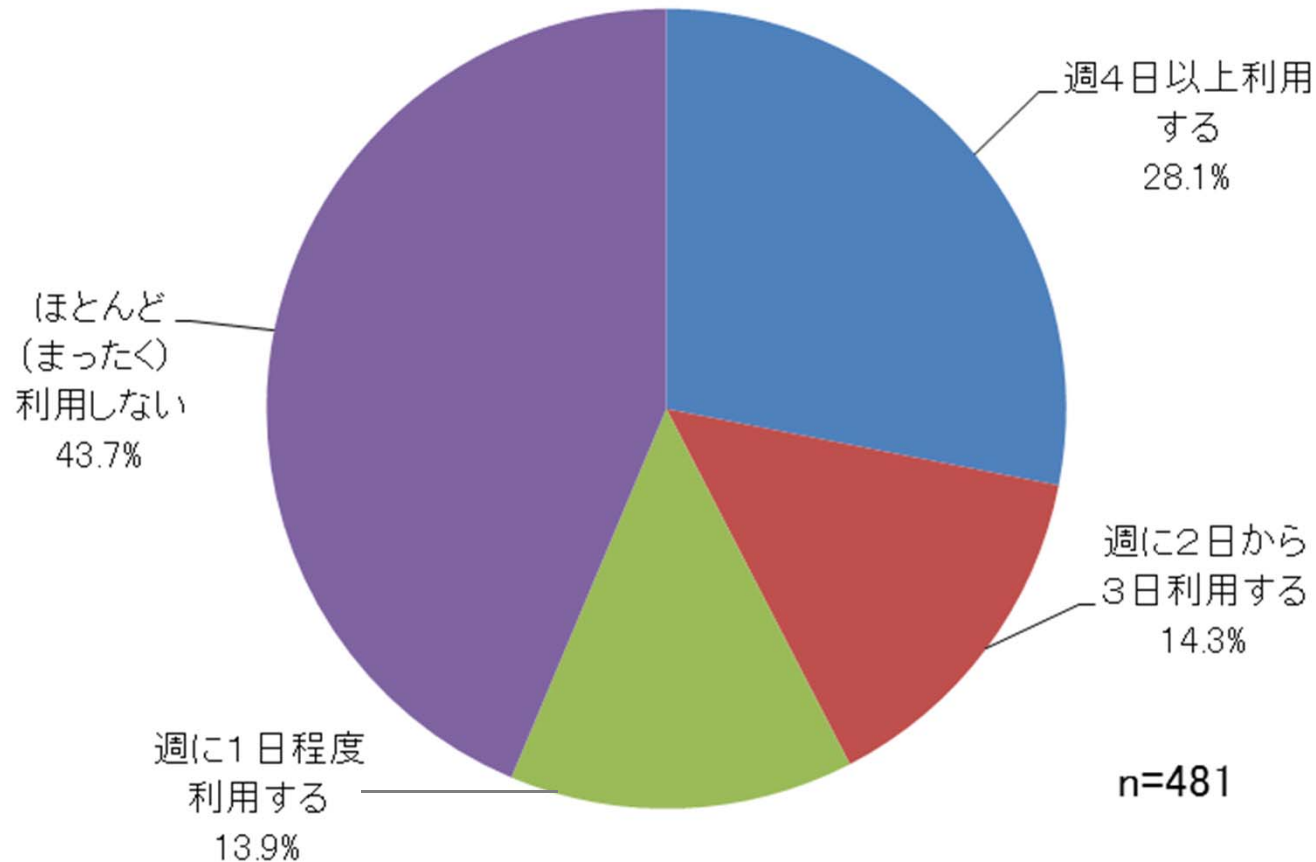
自転車死者の損傷部位(平成30年)



資料:警視庁の統計より作成

2 東京都内の自転車利用状況等

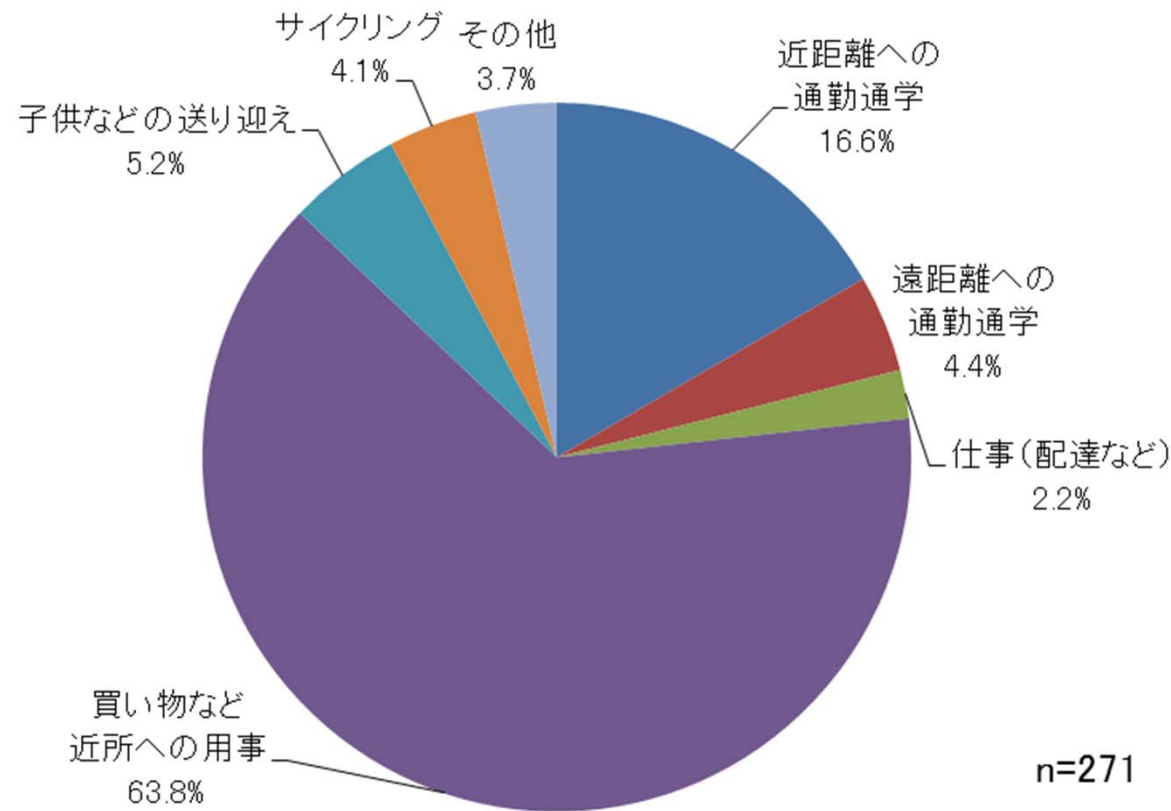
自転車の利用頻度



出典：都政モニターアンケート「自転車の安全で適正な利用」
(2018年度 東京都生活文化局)

2 東京都内の自転車利用状況等

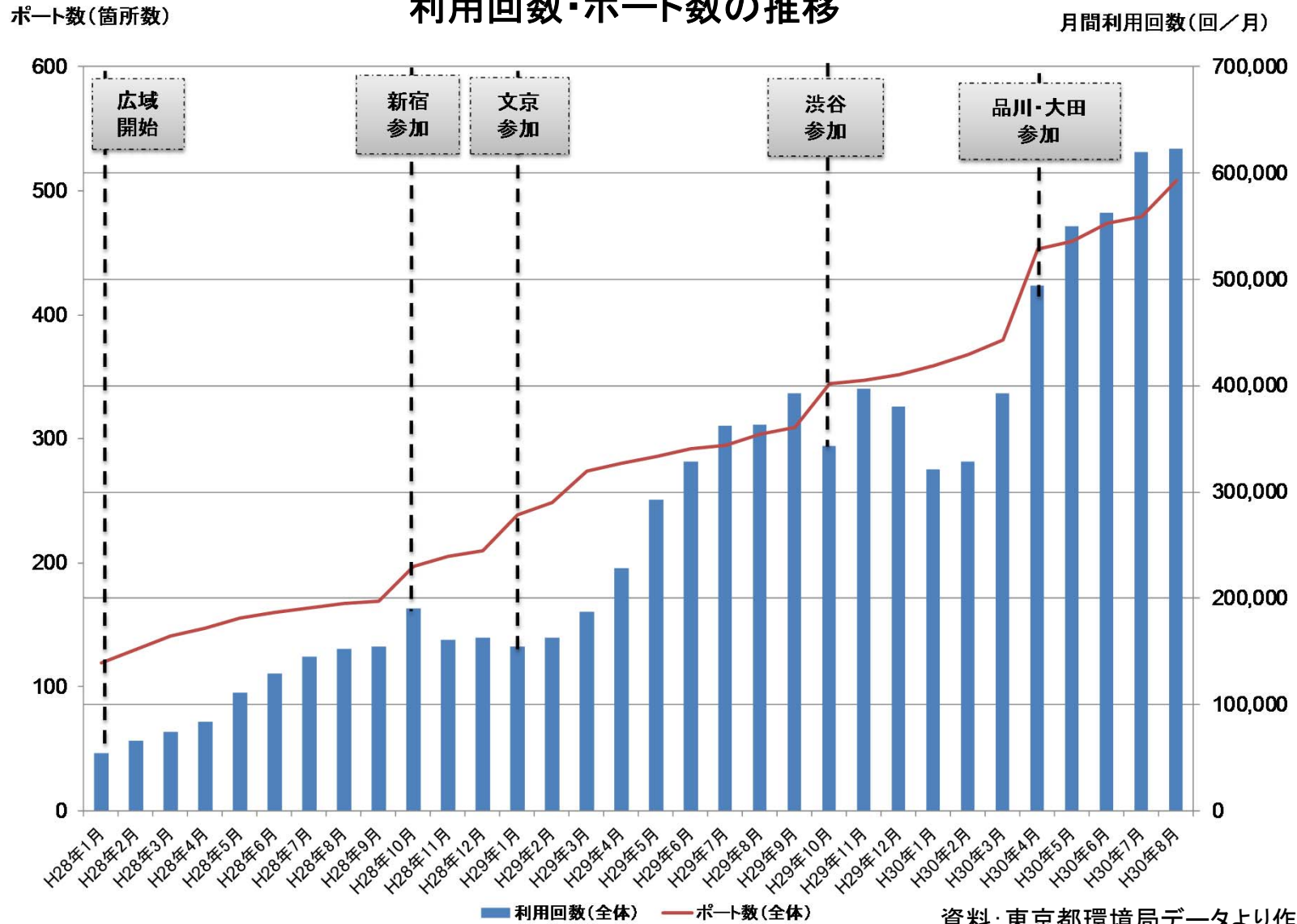
自転車の利用目的



出典:都政モニターアンケート「自転車の安全で適正な利用」
(2018年度 東京都生活文化局)

2 東京都内の自転車利用状況等

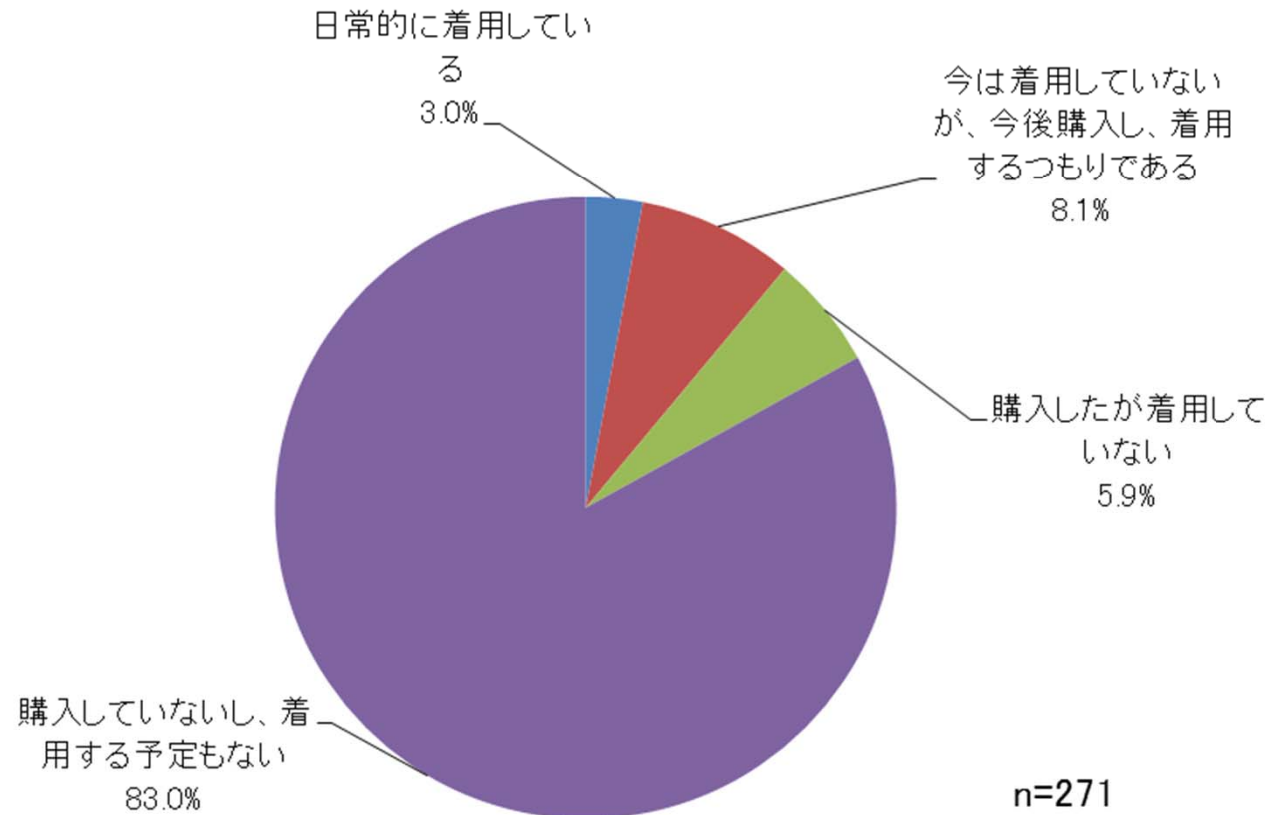
自転車シェアリングの広域相互利用における 利用回数・ポート数の推移



資料: 東京都環境局データより作成

2 東京都内の自転車利用状況等

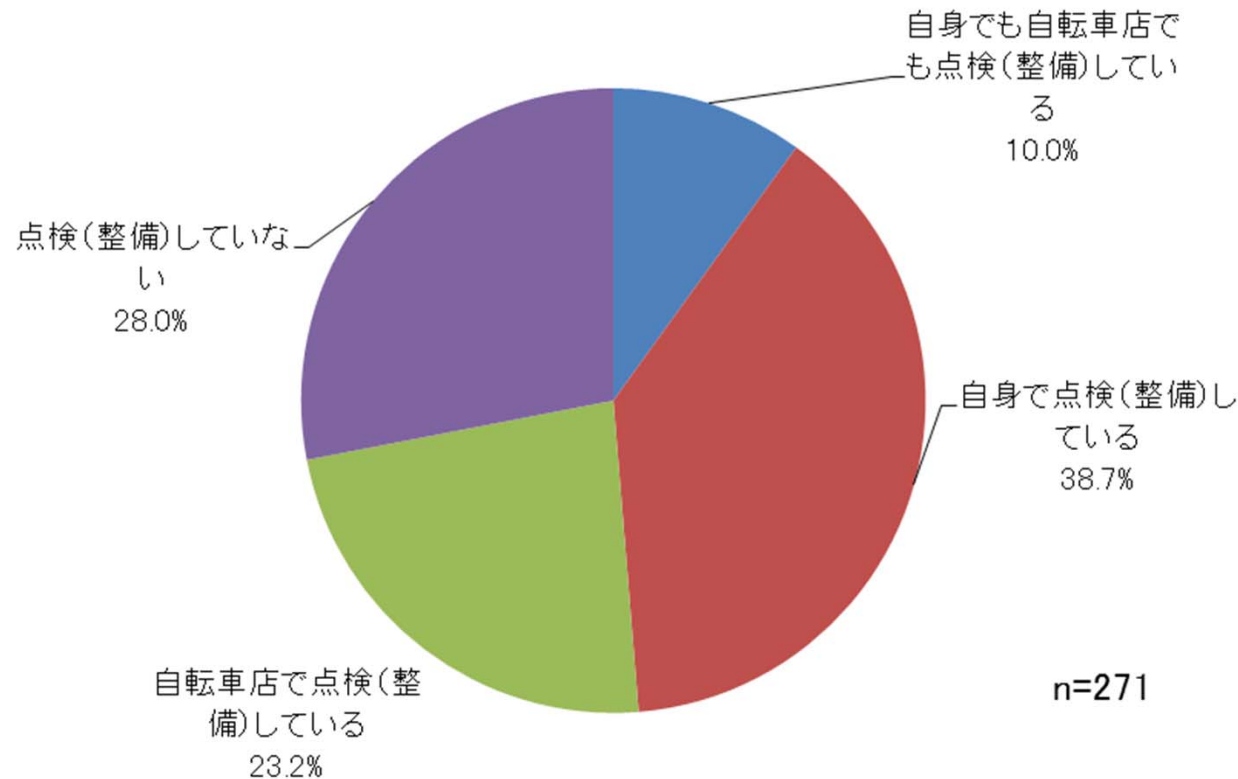
自転車乗用中のヘルメット着用状況



出典：都政モニターアンケート「自転車の安全で適正な利用」
(2018年度 東京都生活文化局)

2 東京都内の自転車利用状況等

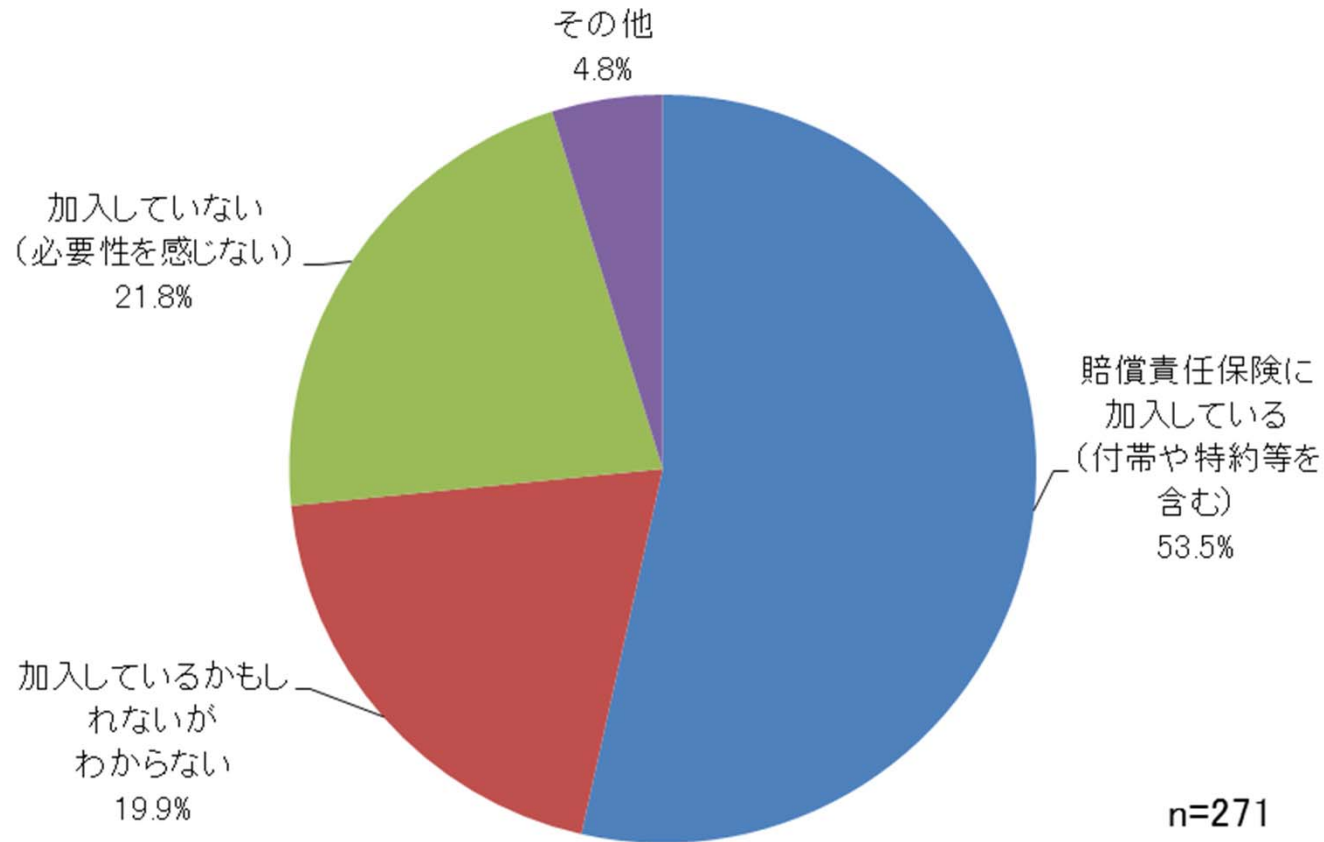
自転車の点検整備状況



出典: 都政モニターアンケート「自転車の安全で適正な利用」
(2018年度 東京都生活文化局)

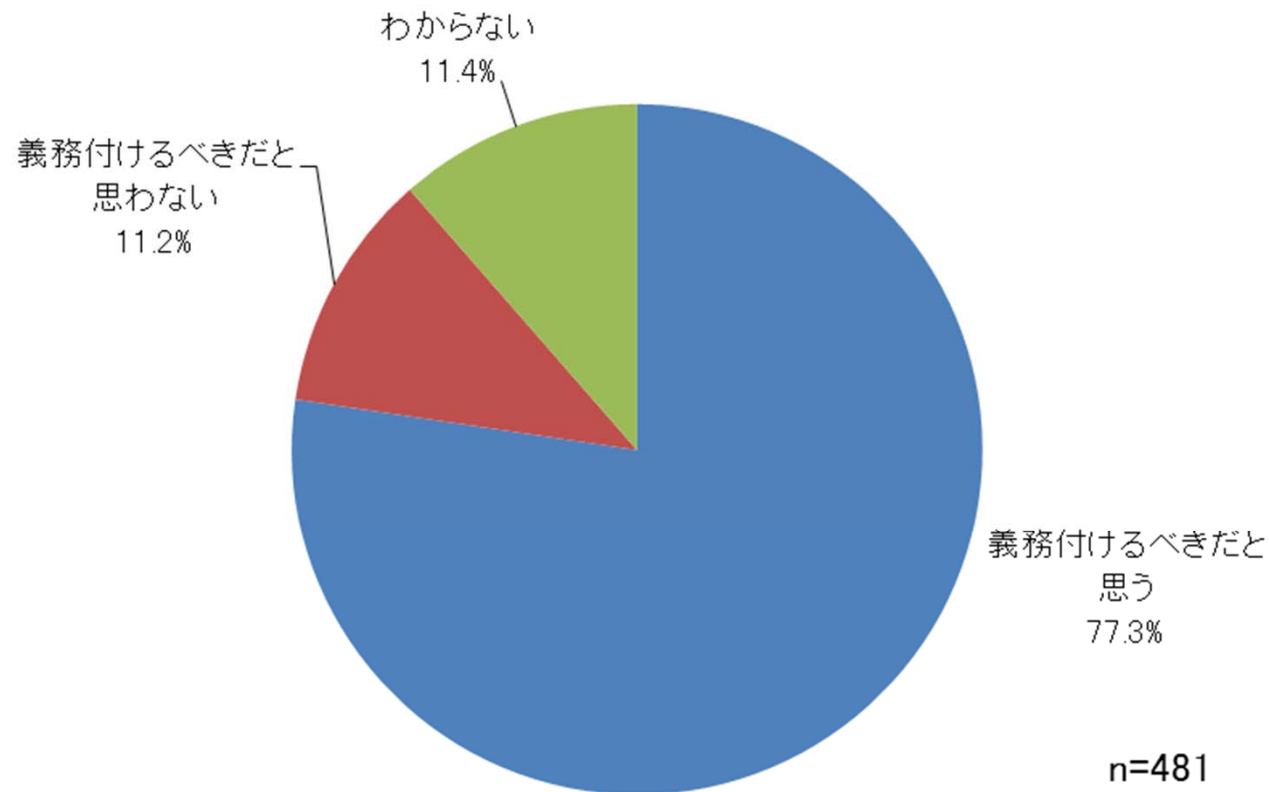
2 東京都内の自転車利用状況等

自転車損害賠償保険等への加入状況



出典: 都政モニターアンケート「自転車の安全で適正な利用」
(2018 年度 生活文化局)

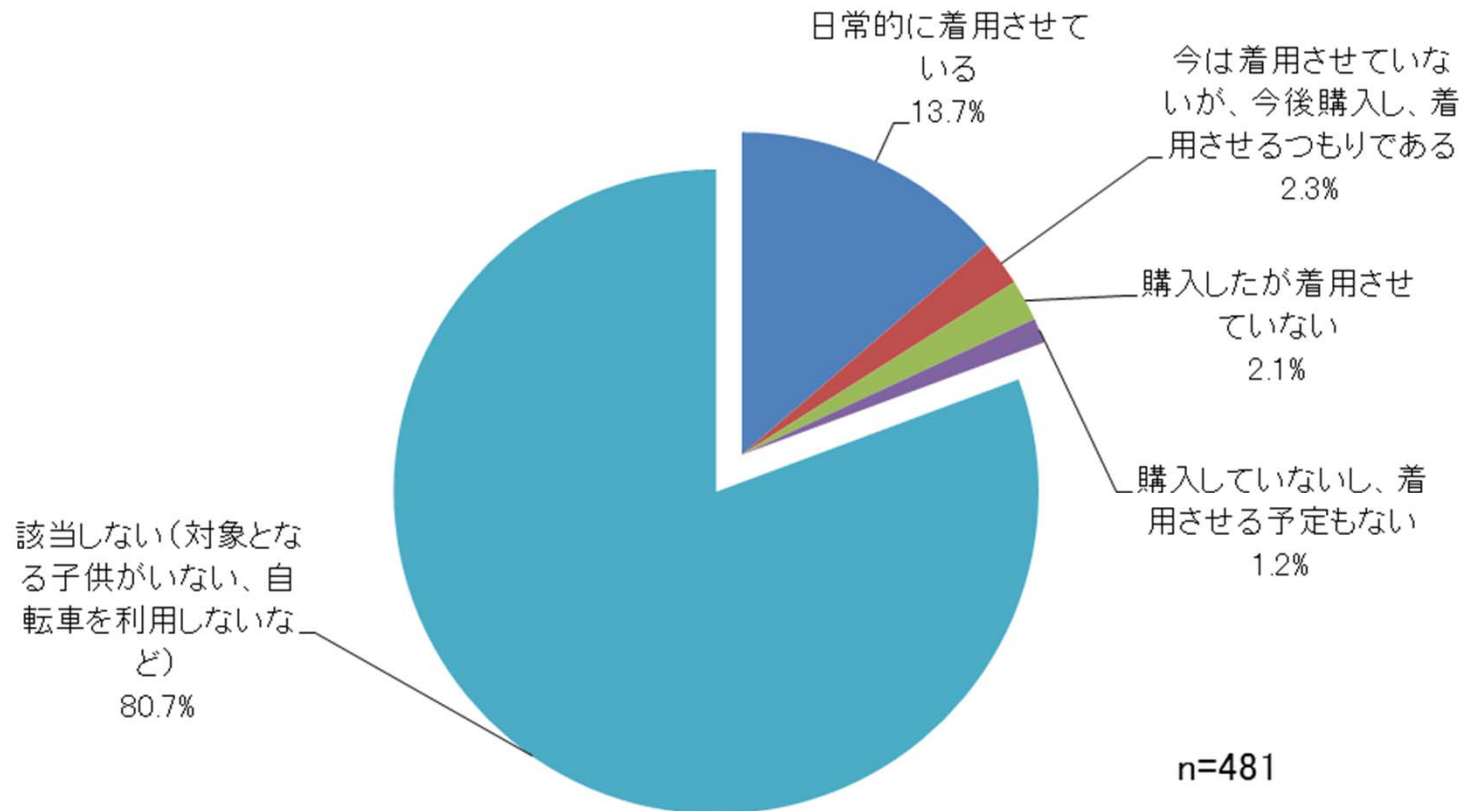
2 東京都内の自転車利用状況等 自転車損害賠償保険等を義務づけるべきか



出典: 都政モニターアンケート「自転車の安全で適正な利用」
(2018年度 東京都生活文化局)

2 東京都内の自転車利用状況等

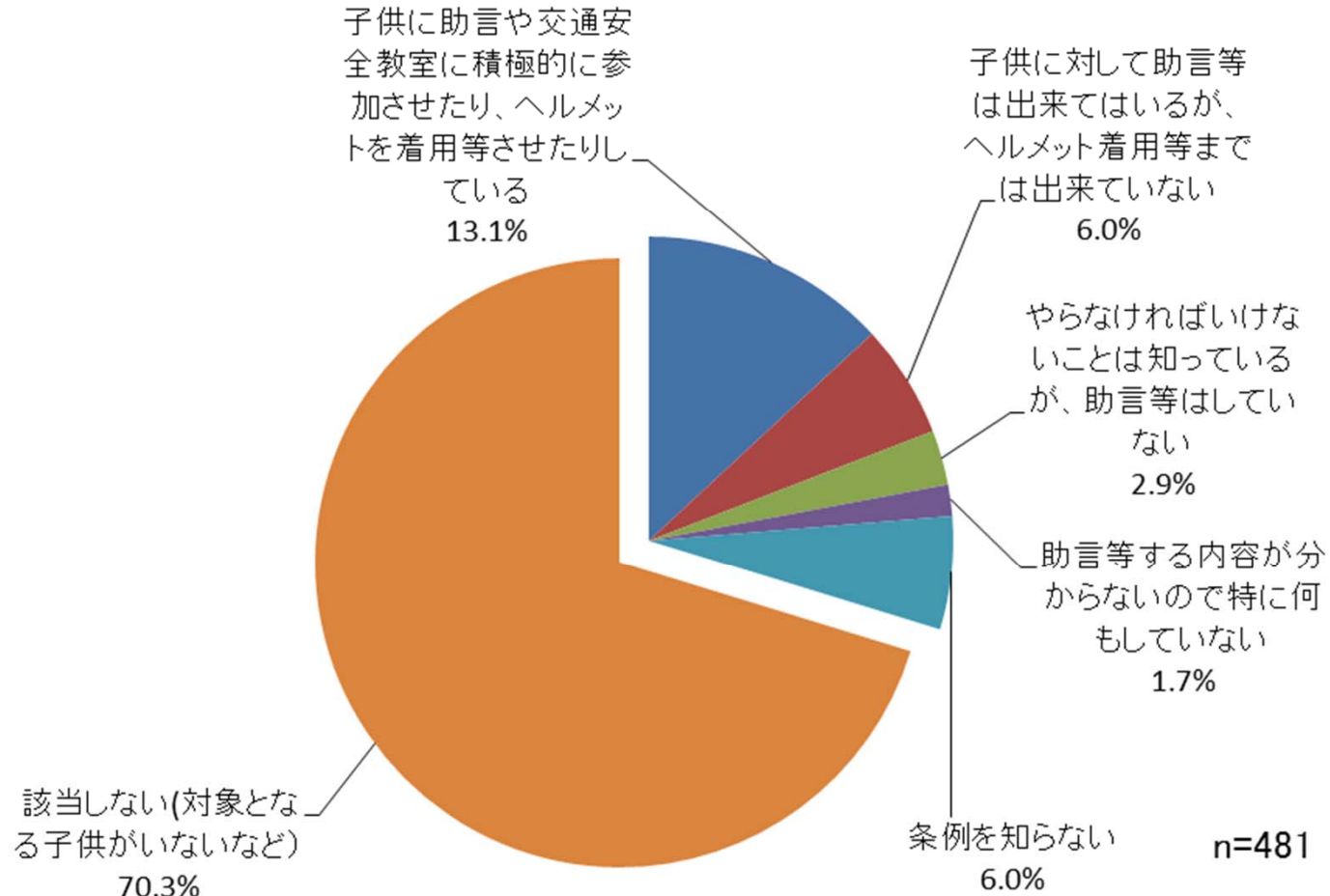
自転車乗用中の子供へのヘルメット着用状況



出典: 都政モニターアンケート「自転車の安全で適正な利用」
(2018年度 東京都生活文化局)

2 東京都内の自転車利用状況等

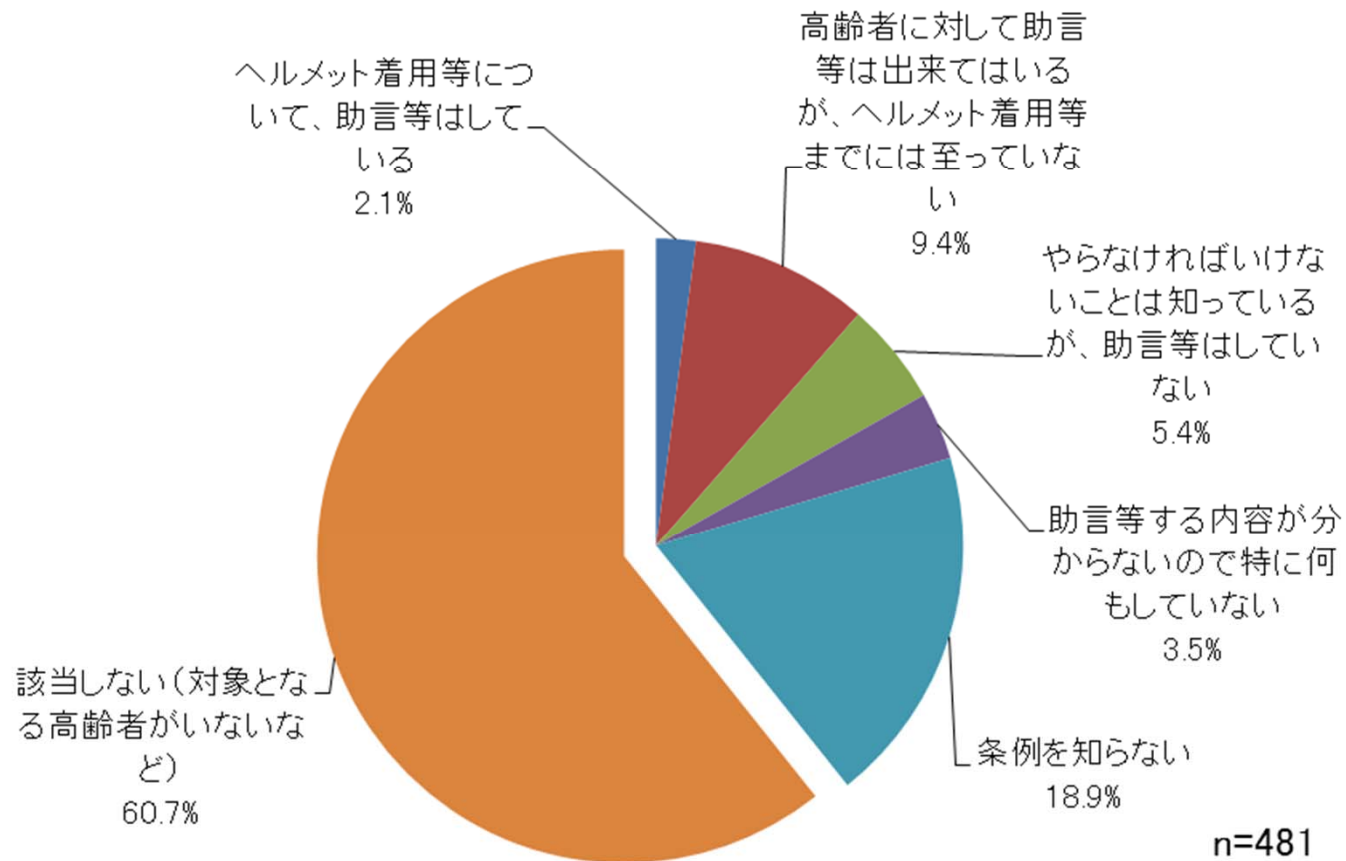
子供に対する自転車の安全利用に関する助言等



出典: 都政モニターアンケート「自転車の安全で適正な利用」
(2018年度 東京都生活文化局)

2 東京都内の自転車利用状況等

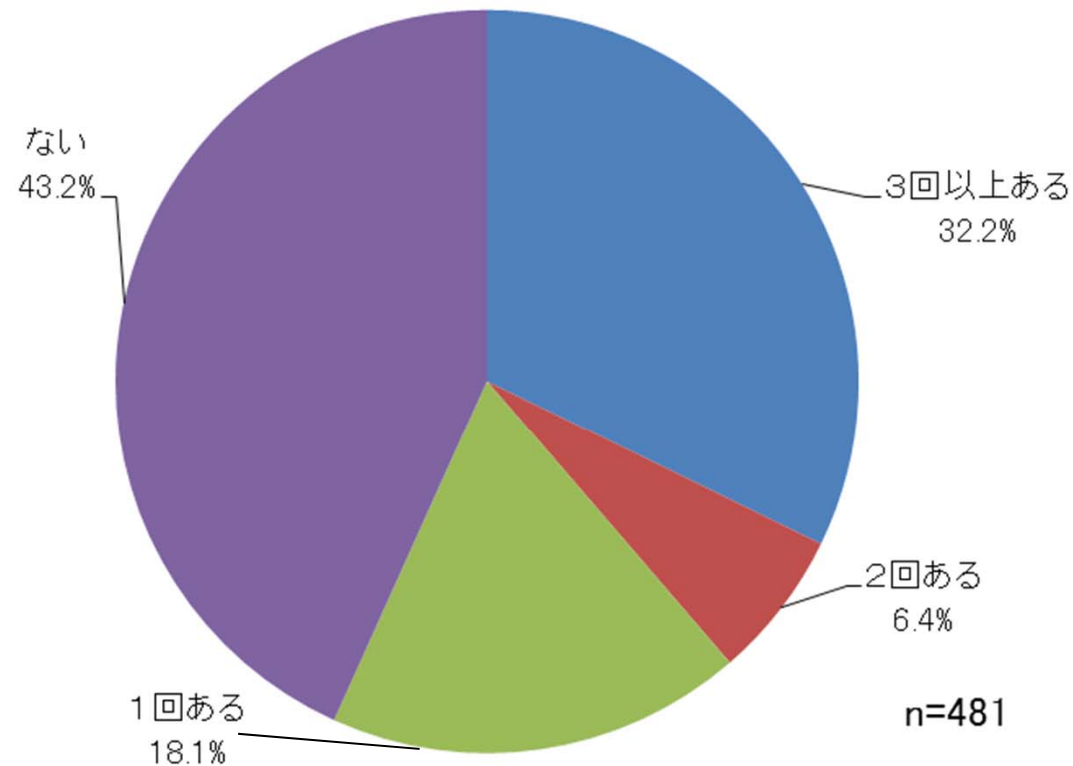
高齢者に対する自転車の安全利用 に関する助言等



出典: 都政モニターアンケート「自転車の安全で適正な利用」
(2018年度 東京都生活文化局)

2 東京都内の自転車利用状況等

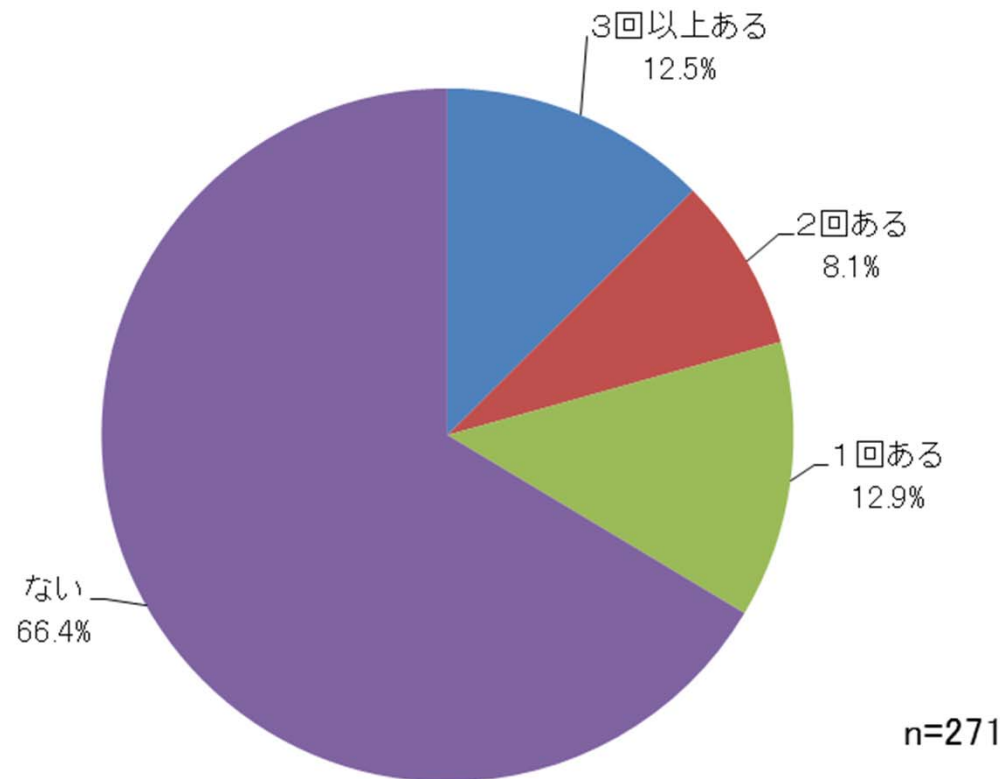
最近3年間で、歩行時に自転車に接触や衝突された、あるいは接触や衝突されそうになった経験はあるか



出典：都政モニターアンケート「自転車の安全で適正な利用」
(2018年度 東京都生活文化局)

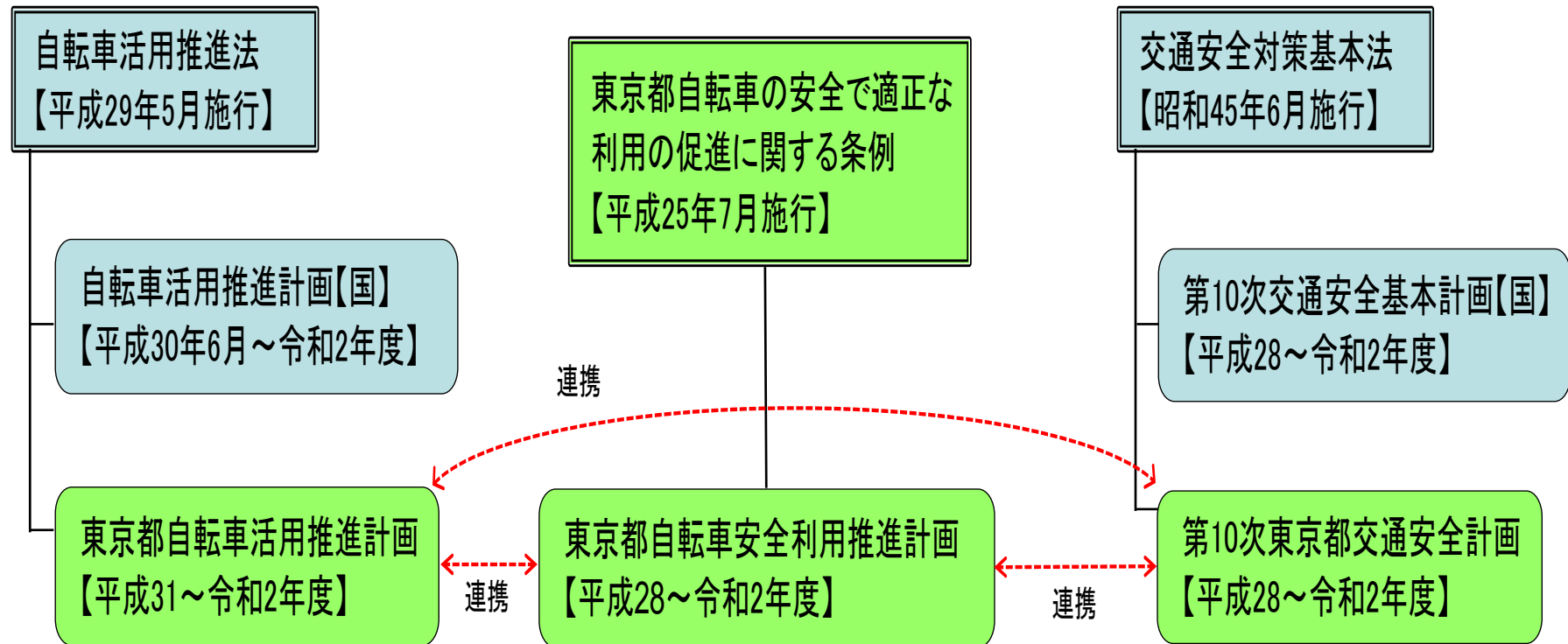
2 東京都内の自転車利用状況等

最近3年間で、自転車乗用時に歩行者に接触や衝突した、あるいは接触や衝突しそうになった経験はあるか



出典：都政モニターアンケート「自転車の安全で適正な利用」
(2018年度 東京都生活文化局)

3 東京都における施策



3 東京都における施策

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の概要（改正：平成29年2月施行）

<条例の目的>

自転車の利用に関し、都、自転車利用者等の責務を明らかにし、自転車の安全で適正な利用を促進する。

<基本理念>

自転車の安全で適正な利用は、都、自転車利用者等の相互の連携により、促進されなければならない。

※本条例は平成25年3月に制定。都、事業者、家族などの多様な主体による取組をさらに促進するため、平成29年2月から改正条例が施行。下線部が改正事項。

条例に係る規定の概要

自転車の安全で適正な利用の促進のため、行政・自転車利用者・事業者等の各主体に以下の義務、努力義務等を規定。

都：広報・啓発活動、**年齢に応じた交通安全教育の推進**、区市町村及び**事業者の取組に対する必要な支援**

自転車利用者に対する道路上における指導・助言

自転車道、駐輪場等の整備が有効かつ適切に実施されるよう、区市町村等と連携して必要な措置。

【自転車利用者】

- ・安全で適正な利用に必要な知識・技能の習得
- ・安全基準を満たす自転車の利用
- ・指針に従った自転車の点検整備
- ・ヘルメット、反射材等の利用
- ・損害賠償責任保険等への加入

など

【一般事業者】

- ・自転車通勤をする従業者への研修等の実施
 - ・**自転車安全利用推進者の選任**
 - ・自転車通勤をする従業者のための駐輪場所の確保又は駐輪場所を確保していることの確認
- 【義務】
- ・駐輪場所確保又は駐輪場所の案内等（駐輪需要を生じさせる事業者）

など

【自転車使用事業者】

- ・従業者への研修等の実施
- ・**自転車安全利用推進者の選任**
- ・安全基準を満たす自転車の利用
- ・指針に従った自転車の点検整備
- ・損害賠償責任保険等への加入

など

【自転車小売事業者等】

- ・**小売業者、整備業者による利用者等に対する啓発【義務】**
 - ・**貸付業者等による利用者等に対する啓発**
 - ・道路交通法に違反する自転車の組立て・販売の禁止
- 【違反事業者の勧告・公表あり】
- ・指針を踏まえた点検整備の実施

など

【その他の者】

- ・**児童に必要な技能・知識を習得させ、ヘルメットを着用させる等の対策を行うこと（保護者）**
- ・児童への指導・助言等（児童の教育又は育成に携わる者）
- ・**高齢者にヘルメット着用等の必要な助言を行うこと（親族等）**

など

※併せて、自転車貨物運送事業者・自転車旅客運送事業者・自転車貸付事業者のうち、基準を満たすものについて、任意の登録制度を規定。

3 東京都における施策

第10次東京都交通安全計画の概要



3 東京都における施策

改定東京都自転車安全利用推進計画の概要

計画の位置付け

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車の安全利用に関する都の施策や自転車利用者、事業者等の取組を総合的に推進するための計画

計画期間は、第10次東京都交通安全計画に合わせ、平成28年度から平成32年度までの5か年

数値目標（平成32年中）

○自転車乗用中死者数 20人以下 (H27年 33人) ○自転車事故発生件数 8,000件以下 (H27年 11,060件) ○駅前放置自転車台数 20,000台以下 (H27年 33,830台)

計画の内容

行政、自転車利用者、事業者等の各主体が、自らの社会的責任を自覚した上で、以下の取組を推進

【安全教育の推進】

- 行政、保護者、学校、事業者、自転車小売業者等による教育の推進
- スポーツタイプ、外国人の自転車利用者に対する教育の推進
- レンタサイクル、シェアサイクル等の利用者に対する教育の推進
- 「自転車安全利用宣言証」の交付、協賛企業の特典付与等の実施

など

【放置自転車の削減】

- 行政、小売業者、鉄道事業者等による駐輪場の整備、駐輪場利用の啓発
- 区市町村による効果的な放置自転車の撤去
- クリーンキャンペーンの効果的な推進

など

【安全な利用環境の整備】

- 道路構造等を踏まえた安全な利用環境の整備
- 利用環境のネットワーク化の推進
- 「自転車推奨ルート」の整備等による、自転車が走行しやすい空間の確保
- 「自転車ナビルート」の設置

など

【事故に備えた措置】

- 行政、自転車小売業者等によるヘルメット着用の促進
- 自転車利用者等の自転車損害賠償保険加入の促進

など

【悪質・危険な自転車利用者対策】

- 自転車対策重点地区・路線において、集中的かつ重点的な指導警告・取締り活動の実施
- 「自転車安全利用指導員」による街頭における効果的な啓発・指導

など

※ 「関係者の連携」、「民間活力の有効利用」、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備」など、取組を進める上での必要な視点についても記載

3 東京都における施策

東京都自転車活用推進計画の概要

1 基本理念

自転車は生活に密着した交通手段であるだけでなく、環境にやさしく、健康増進に役立ち、公共交通の補完的な利用も期待される。このため、自転車を交通体系の中で重要な役割を果たす交通手段の一つとし、自転車を安全・安心して利用でき、誰もが気軽に楽しめる環境づくりを進めていく。

2 計画期間

平成31年度(2019年度)から平成32年度(2020年度)まで

3 主な内容

自転車の活用の推進に向け4つの「目指すべき将来像」を設定

- (1) 環境形成 様々な場面で自転車が利用される将来
- (2) 観光振興 国内外の旅行者が自転車で観光を楽しむ将来
- (3) 健康増進 自転車で心身共に充実した日常生活が送れる将来
- (4) **安全・安心 安全・安心に自転車が通行できる将来**

出典:東京都都市整備局HP「東京都自転車活用推進計画」

4 東京都の取組

○自転車安全利用TOKYO キャンペーン

毎年5月の自転車月間に合わせ、
区市町村、警察及び関係団体と
連携してキャンペーンを実施。
キャンペーンに先駆けたキック・オフ
イベントなどを実施。



○自転車安全利用普及啓発用リーフレットの 作成

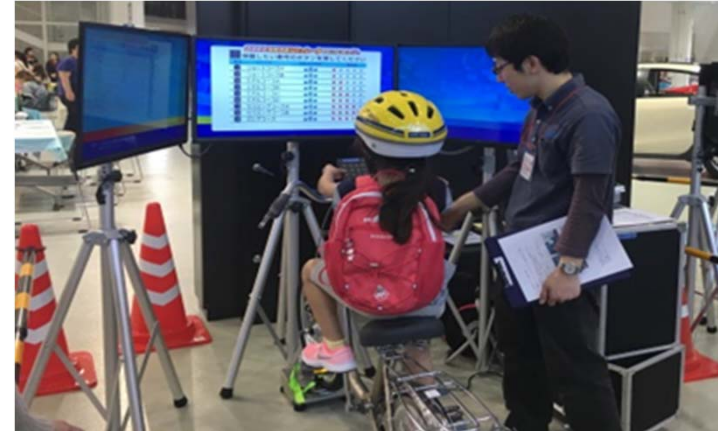
自転車安全利用TOKYOキャンペーン
期間などにリーフレットを配布し、
自転車の交通ルールを周知。



4 東京都の取組

○自転車シミュレータ交通安全教室の実施

自転車シミュレータを活用し、
区市町村や学校等と協同して
交通安全教室を開催。



○自転車安全利用宣言証の交付

自転車シミュレータ交通安全教室
や自転車安全利用TOKYO
セミナーの受講者等に、
自転車安全利用宣言証を交付。
自転車安全利用協賛企業を
募集・認定し、宣言証保有者には
協賛企業からの特典が付与。



4 東京都の取組

○高齢者向け自転車安全利用 講習会の開催

高齢者等を対象として、
座学に留まらず実地を含む自転車
安全利用講習会を開催。



○自転車安全利用指導員制度

自転車による信号無視や一時不停止
など交通事故に直結しやすい違反
行為の未然防止に努めるとともに、
違反行為をした自転車利用者等
に対して啓発や指導。



4 東京都の取組

○自転車安全利用TOKYOセミナーの開催

自転車安全利用を事業所内で推進するリーダーの育成や、事業所内で研修を活性化させるため、講習会を開催。



○自転車安全利用推進事業者制度

自転車安全利用推進者を選任して安全利用の取組を推進する事業者を「自転車安全利用推進事業者」とし、様々な支援を実施。

○自転車安全利用サポーター制度

自転車の安全利用に取り組む事業者等と協定を締結し、都民を対象とした自転車安全利用に係る取組を促進。

○自転車安全利用促進事業に対する区市町村補助事業

都民の自転車点検整備や自転車安全利用を促進する事業を実施する都内区市町村に対して、事業の実施に係る費用への補助を実施。

5 国の動向

自転車活用推進法の概要① (平成28年12月16日公布・平成29年5月1日施行)  国土交通省

基本理念

- 自転車は、二酸化炭素等を発生せず、災害時において機動的
- 自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果
- 交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- 交通安全の確保



自転車の活用を総合的・計画的に推進

国等の責務

- 国 : 自転車の活用を総合的・計画的に推進
- 地方公共団体 : 国と適切に役割分担し、実情に応じた施策を実施
- 公共交通事業者 : 自転車と公共交通機関との連携等に努める
- 国民 : 国・地方公共団体の自転車活用推進施策への協力

5 国の動向

自転車活用推進法の概要②

基本方針

以下の施策を重点的に検討・実施

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①自転車専用道路等の整備 | ②路外駐車場の整備等 |
| ③シェアサイクル施設の整備 | ④自転車競技施設の整備 |
| ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備 | ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等 |
| ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化 | ⑧交通安全に係る教育及び啓発 |
| ⑨国民の健康の保持増進 | ⑩青少年の体力の向上 |
| ⑪公共交通機関との連携の促進 | ⑫災害時の有効活用体制の整備 |
| ⑬自転車を活用した国際交流の促進 | ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援 |

自転車活用推進計画

- ・政府 : 基本方針に即し、**計画を閣議決定**し、国会に報告
- ・都道府県・市区町村 : 区域の実情に応じ計画を定めるよう努める

自転車活用推進本部

- ・国土交通省に、**自転車活用推進本部**を設置
- ・本部長は国土交通大臣、本部員は関係閣僚とする

自転車の日・月間

- ・5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする

附則で定められた検討事項

- ・自転車活用推進を担う**行政組織の在り方の検討**・**必要な法制上の措置**
- ・自転車の運転に関しての**道路交通法違反行為への対応の在り方**
- ・自転車の運行により人の生命等が害された場合の**損害賠償保障制度**

5 国の動向

自転車活用推進計画の概要



1. 総論

- (1) 自転車活用推進計画の位置付け
自転車活用推進法[※]に基づき策定する、我が国の自転車の活用の推進に関する基本計画
- (2) 計画期間
長期的な展望を視野に入れつつ、2020年度まで
- (3) 自転車を巡る現状及び課題

※自転車活用推進法（議員立法）
2016年12月9日成立
（衆・参とも全会一致）
2017年5月1日施行

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

- 自転車通行空間の計画的な整備の促進
【指標】自転車活用推進計画を策定した地方公共団体数
【実績値】0団体(2017年度)→目標値 200団体(2020年度)
【指標】都市部における歩行者と分離された自転車ネットワーク構成市町村数
【実績値】1市町村(2016年度)→目標値 10市町村(2020年度)
- 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保
- シェアサイクルの普及促進
【指標】サイクルポートの設置数 【実績値】852箇所(2016年度)→目標値 1,700箇所(2020年度)
- 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進
- 自転車のI・T化の促進
- 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

- 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
- 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
- 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
- 自転車通勤の促進
【指標】通勤目的の自転車分担率 【実績値】15.2%(2015年度)→目標値 16.4%(2020年度)

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

- 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
- 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出
【指標】先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数
【実績値】0ルート(2017年度)→目標値 40ルート(2020年度)

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

- 高い安全性を備えた自転車の普及促進
【指標】自転車の安全基準に係るマークの普及率
【実績値】29.2%(2016年度)→目標値 40%(2020年度)
【指標】自転車乗用中の交通事故死者数[※] 【実績値】480人(2017年度)→目標値 第10次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中の死者数について、道路交通事死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。(2020年度) ※(13~17)の関連施策
- 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
【指標】自転車技士の資格取得者数[※]
【実績値】80,185人(2017年度)→目標値 84,500人(2020年度) ※(13,14)の関連施策
- 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
- 学校における交通安全教室の開催等の推進。
【指標】交通安全について指導している学校の割合
【実績値】99.6%(2015年度)→目標値 100%(2019年度)
- 自転車通行空間の計画的な整備の促進（再掲）
- 災害時における自転車の活用の推進

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

施策を着実に実施するため、計画期間中に国が講ずる措置を一覧表に整理

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 関係者の連携・協力
- 計画のフォローアップと見直し
- 調査・研究、広報活動等
- 財政上の措置等
- 附則に対する今後の取扱い方針
> 道路交通法に違反する行為への対応については、自転車運転者講習制度の運用状況等も踏まえつつ、必要に応じて検討
> 自転車の損害賠償については、条例等による保険加入を促進し、新たな保障制度の必要性等を検討

5 国の動向

15. 自転車の安全利用の促進



施策

- 国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車の安全な利用を促進する。

講ずべき措置

① 自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知

地方公共団体や民間団体等とも連携し、「自転車安全利用五則」を活用する等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を図る。



【出典：警察庁】

④ 自転車運転者講習制度の着実な運用

一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制度の着実な運用を図る。



【出典：警察庁】

② 交通安全意識向上を図るための広報啓発

自転車の安全利用について、全国交通安全運動における実施要綱の推進項目に盛り込む等、国民の交通安全意識の向上を図るための広報啓発に努める。



【出典：内閣府】

⑤ 交通安全に関する指導技術の向上

交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を開催し、自転車の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上等を図る。



【出典：警察庁】

③ ヘルメット着用の促進に向けた広報啓発

交通事故の被害を軽減するため、国や地方公共団体が行う様々なイベント等の機会を活用して、通勤・通学時を始めとした自転車利用時におけるヘルメット着用の促進に向けた広報啓発を図る。



【出典：愛媛県HP】

⑥ 高齢者向けの交通安全教室の実施

高齢者の自転車事故を防止しつつ、社会参加の機会を確保するため、自転車イベント等において、シミュレーターを活用した高齢者向けの交通安全教室を引き続き実施する。



<シニア向け自転車交通安全講習会での自転車シミュレーター>

【出典：ブリジストンHP】

5 国の動向

15. 自転車の安全利用の促進



⑦ 自転車通行空間の整備に合わせた通行ルールの広報啓発

自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール等について地域住民への広報啓発に努める。



<道路管理者による啓発活動(国土交通省・世田谷区)>

⑧ 公務員に対するルールの遵守の徹底

自転車の交通ルール遵守について、国民の手本となるよう、国及び地方公共団体の所属職員に対して、自転車通行ルール等の周知を図り、ルールの遵守について指導を徹底する。



<市役所職員に対するルールの周知(埼玉県幸手市)>

⑨ 自動車教習所における教育の実施

道路標識や道路標示の意味について学科教習で教育を行うほか、地域の実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を走行するなどの教育を引き続き行っていく。



<自転車専用通行帯の設置された道路を走行する自動車>

⑩ 高齢者をはじめとする多様なニーズに関する自転車製品の開発

高齢者の安全・安心な自転車走行をはじめとする自転車に対する多様なニーズに関し、民間企業等が、ニーズ発掘、製品開発等を行うことを支援する。



<リヤカー付3輪電動アシスト自転車(ヤマハ発動機(株)、ヤマト運輸(株))>



<TRIKE CARRY前輪2輪電動アシスト自転車(豊田TRIKE(株))>

⑪ 自転車指導啓発重点地区・路線における重点的な取締りの実施

自転車に関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえて自転車指導啓発重点地区・路線を選定し、当該地区において重点的に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し指導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対して検挙措置を講ずる。



【出典:警察庁】

出典:国土交通省HP「第4回 自転車の活用推進に向けた有識者会議 配布資料」

5 国の動向

16. 学校における交通安全教育の推進



施策

- 自転車を含む交通安全教育を推進するため、学校における交通安全教室の開催等を推進する。

講ずべき措置

①交通安全教室の講師へ向けた講習会開催

都道府県に対し、交通安全教室等の講師となる教職員等へ向けた講習会開催を支援するとともに、指導の参考となる資料を周知する。



<安全利用を促す指導員の育成>

【出典：日本交通安全教育普及協会HP】

③自転車通学・通行の視点を踏まえた通学路の安全点検の実施

教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を行うよう、関係機関へ周知する。



<歩行者と自転車が分離された通学路>

【出典：国土交通省】

②交通安全教育の海外先進事例等の周知

小中高校生を対象として、生徒の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する海外の効果的な交通安全教育の実践方法や事例等に関係機関へ周知する。



<自転車交通試験の様子(ドイツ)>

【出典：内閣府HP】

④自転車通行空間の整備に合わせた通行ルールの広報啓発(再掲15-⑦)

出典：国土交通省HP「第4回 自転車の活用推進に向けた有識者会議 配布資料」

5 国の動向

自転車損害賠償責任保険等の加入促進について



◇背景

- ・自転車関連事故は年々減少しているのに対し、
 - ①「自転車対歩行者」の事故は減少せずに横ばい
 - ②「自転車対自転車」の事故は近年増加傾向にある
- ・自転車事故の年齢層は、責任無能力者を含む未成年者が多い傾向にある
- ・自転車事故による損害賠償においては、高額な賠償が命じられるケースもある

自転車損害賠償責任保険等の加入促進は必要

- ・一部の地方公共団体においては、条例により自転車利用者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務づけ
- ・条例を制定した地方公共団体においては、条例制定後に自転車損害賠償責任保険等への加入率が増加

- ① 地方公共団体に対して条例等による自転車損害賠償責任保険等への加入義務づけを要請するとともに、
- ② 標準条例(技術的助言)を作成し、地方公共団体に周知

5 国の動向

標準条例の概要



- ・標準条例は、
- ①自転車損害賠償責任保険等への加入の義務づけ
 - ②自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等
 - ③自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供
- の3つの項目から構成

項目	対象者	条文の概要
①自転車損害賠償責任保険等への加入の義務づけ	自転車利用者	
	保護者	未成年者による利用に対して義務づけ
	事業者	事業活動による利用に対して義務づけ
	自転車貸付事業者	自転車借受人による利用に対して義務づけ
②自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等	自転車小売事業者	自転車購入者に対して確認
	事業者	通勤手段として自転車を活用する従業者に対して確認
	自転車貸付事業者	自転車借受人に対して自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供
③自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供	都道府県	関係団体と連携し、住民に保険加入の必要性を周知
	学校設置者	児童やその保護者に対し、保険加入の必要性等について周知

6 自転車損害賠償保険等について

自転車事故の高額賠償事例

判決認容額 ^(※)	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成15(2003)年9月30日判決)
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成19(2007)年4月11日判決)
4,746万円	男性が昼間、赤信号を無視して交差点を直進し、青信号で横断歩道を歩行中の女性(75歳)に衝突。女性は脳挫傷等で5日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成26(2014)年1月28日判決)

(※)判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性がある。

出典:一般社団法人日本損害保険協会HP

7 他府県の状況

	名称	条例交付日 施行日 (保険関係施行日)	改正公布日 施行日	自転車損害賠償保険等への加入等				自転車損害賠償保険等への加入等			
				自転車 利用者	保護者	事業者	自転車 貸付業者	自転車 小売業者等	学校	自転車 貸付業者	その他
兵庫県	自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	27.3.19 27.10.1	—	○	○	○	—	確認義務 情報提供義務 勸奨義務	—	確認義務 情報提供義務 勸奨義務	—
大阪府	大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	28.3.29 28.7.1	—	○	○	○ (努力)	○ (努力)	確認努力義務 情報提供努力義務	—	—	—
滋賀県	滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	28.2.26 28.10.1	—	○	—	○	—	確認義務 情報提供義務 勸奨義務	—	確認義務 情報提供義務 勸奨義務	—
鹿児島県	かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例	29.3.24 29.10.1	—	○	—	○	○	確認義務 情報提供努力義務 勸奨努力義務	—	—	—
京都府	京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例	19.10.16 20.4.1	29.7.7 30.4.1	○	○	○	○	確認努力義務 情報提供義務	○学校長等 確認努力義務 情報提供努力義務	情報提供義務	○自転車駐車場管理者 情報提供努力義務 ○宅地建物取引業者等 情報提供努力義務 ○自転車通勤事業者いる事業者 確認努力義務
埼玉県	埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例	23.12.27 24.4.1	29.10.17 30.4.1	○	○	○	○	確認努力義務 情報提供義務	○学校設置者・長 確認努力義務 情報提供義務	—	—
神奈川県	神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	31.3.22 31.4.1 (元.10.1)	—	○	○	○	○	確認義務 情報提供義務 勸奨努力義務	○県(県が設置する学校等) 確認努力規定 情報提供努力規定 指導努力規定 ○県(上以外の学校等の設置者) 確認、情報提供、指導協力依頼義務	—	—
長野県	長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例	31.3.18 31.3.18 (元.10.1)	—	○	○	○	○	確認義務 情報提供義務 勸奨義務	—	—	○交通安全団体 情報提供、その他の措置 努力規定 ○自転車損害賠償保険等を 引き受ける保険者 情報提供、その他の措置 努力規定
静岡県	静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	31.3.26 31.4.1 (元.10.1)	—	○	○	○	○	確認義務 情報提供義務 勸奨義務	○学校の設置者又は長 確認努力義務 情報提供努力義務	—	—